

区民の声の公表 (令和3年11月受付分)

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
選挙公報の配布について	10月の衆院選で選挙公報が投函されませんでした。この選挙では公報を順次配布と区のホームページに掲載されていましたが、どのような体制で配布されていたのでしょうか。 公報を備え置く区施設の場所も偏りがあります。ホームページやSNSなどに皆がアクセスできるとは限りません。選挙の情報を知る機会は平等にあるべきです。 スーパーや飲食店など身近な生活に必須な場所でも配布し、選挙への関心を高めてください。選挙の情報との接点を増やし、投票率を上げる施策をお願いします。	今回の衆議院議員選挙における選挙公報については、10月24日(日)から26日(火)の期間で、配布事業者へ委託し順次各世帯の郵便受け等に直接お届けしていました。事業者には確実に配布するよう指導し、配布者には一軒一軒住宅地図にチェックを入れながらまた、GPSを携帯し、その軌跡を確認しながら配布作業を行っていましたが、お手元に選挙公報をお届けすることができず、大変申し訳ありませんでした。次回の選挙では必ずお届けするよう引き継いでいきます。 また、選挙公報の備え置きについてですが、区役所に加え区内各地の総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館の計69施設に選挙公報を備え置きました。ご指摘を踏まえ、今後も選挙人が選挙公報を容易に入手できるよう検討していきます。 投票率を上げることは選挙管理委員会として重要な課題であると認識しています。今後の選挙においては、選挙公報を始め各種媒体を用いて、より多くの選挙人が選挙に関する情報を容易に見て取れることができるよう、取り組みを進めていきます。	選挙管理委員会事務局	電話 03-5432-2751 ファクシミリ 03-5432-3045	令和3年11月1日	
危険な放置自転車について	駅近くの区施設周辺に無秩序に自転車が放置されています。 買い物や習い事の送り迎えが多い夕方は、自転車のため歩道を通るのが困難を極めることもあります。区施設前の点字ブロックが自転車で埋め尽くされることがあります。 思い切った対策をして歩行者を安全に通行させてください。	ご意見のあった駅周辺では駅の南側と北側の放置自転車等禁止区域において、土日を含め毎月10回以上の撤去活動を、委託事業者により実施しています。また、区が委託する放置自転車等の整理誘導員1名を月20日程度、午前10時から午後7時まで配置し、駅の南北地域を巡回し、駐輪場への案内や放置自転車への警告札の取り付けをするために活動しています。 ご指摘いただいた施設や通りの周辺は、撤去作業を行うと必ず対象となる自転車があることから、特に巡回を強化していますが、1日を通して見るとひどい状況であることも事実です。申し訳ありません。 区施設でも放置自転車への対応を強化しており、裏手の無料駐輪場の利用を強く促しているところです。 区としてはご意見のあった駅の放置自転車等禁止区域において、引き続き撤去活動に注力するとともに、いただいたご意見も参考にしながら、撤去する毎月の回数や時間帯等の見直し、整理誘導員による啓発強化を図るなど、放置自転車のない安全・安心なまちづくりを進めていきます。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7968 ファクシミリ 03-6432-7996	令和3年11月4日	
歩きタバコについて	三軒茶屋、下北沢周辺では歩きタバコが非常に目立ちます。 千代田区では路上喫煙を過料制度にしてから歩きタバコはほぼなく、タバコの吸い殻もなく綺麗になっています。	ご指摘いただきました罰則規定については、たばこ規則の策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者等の外部委員を含む検討委員会を設置し、検討してきました。検討委員会の総意として、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指すべきであるとの意見で一致したことを踏まえ、罰則規定は設けないこととしました。 区として、引き続き、喫煙場所確保の観点から指定喫煙場所の整備を進めるとともに、路上喫煙者に対して環境美化指導員による巡回・指導を行っていきます。	環境政策部 環境計画課	電話 03-6432-7129 ファクシミリ 03-6432-7981	令和3年11月5日	
営利目的の団体による区立小学校の校庭無償使用について	世田谷区立学校施設使用条例第4条(2)では、営利目的の団体は区立小学校の校庭を使用できない旨定めています。 校庭利用の適格性についてチェックしていますか。疑義が出た場合、調査していますか。だれが承認の最終的な責任者ですか。	区立小学校における校庭の使用については、ご認識の通り、営利目的の団体が使用することはできません。 営利目的との疑義が生じた団体については、事実関係や活動状況などから営利性の有無を確認し、結果によっては適正な使用を要請するなどの対応を行っています。 なお、学校施設使用の承認については教育委員会で行っていますが、町会・自治会、地域住民によるスポーツチームなど学校の判断で使用を認めているものもあります。	生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課	電話 03-5432-2984 ファクシミリ 03-5432-3039	令和3年11月15日	
公道沿いで生け垣のはみ出しについて	区内の公道を歩いていて、民家の生け垣が大きくはみ出ししていることに危険を感じます。生け垣のはみ出しに条例等で規制を設けることはできませんか。	世田谷区では、みどり豊かな世田谷の実現に向け、生垣等によるみどりの創出にご協力いただいています。緑化の届出などの際には、適切に維持管理していただくことを説明するとともに、手入れのための講習会などを実施しています。また、道路へのはみ出しなど通行を妨げるものについては、注意喚起を行っています。 世田谷区としては引き続き、適切な管理の啓発を含めたみどりの保全、創出に取り組んでいきます。 道路の安全な通行に支障のある箇所については各道路の管理者にご相談ください。	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03-6432-7905 ファクシミリ 03-6432-7989	令和3年11月17日	
小学校の体操着について	子どもが通う区立小学校は体操着のシャツが首元にラインがはいつている指定のものです。このラインが入ったシャツを、ラインなしの白いシャツにかえることはできないでしょうか。白いシャツであれば、指定のものでも、市販のものでも家庭により選択することができます。 他の市町村では、指定のものでも市販のものでも買えるよう、白いシャツになっているところもあります。成長期の子どものサイズにあわせて決して安くはないものを数回は買い換えることを負担に感じる家庭もあります。改善をおねがいします。	世田谷区立小学校の体操着等は、各校で選定のうえ保護者の皆様に推奨品としてご案内しているもので、教育委員会で統一しているものではありませんが、この度のご意見については、全校に周知します。 なお、推奨品以外のシャツを使用することも可能ですので、お子様の在籍校にご相談ください。	教育政策部 教育指導課	電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041	令和3年11月18日	
学校開放体育館利用時のエアコン使用について	バスケットボールの練習で体育館を使用しました。とても寒く、見学している子どもが寒がっていました。 エアコンを使用させて欲しいと伝えましたところ、警備員は「運動して体動かせば暖かくなるだろ」と横柄な態度で答えました。 区では、エアコンの使用についてそのような指示をしているのですか。 コロナ禍で換気も十分にするためエアコンの使用が有効です。子どもの健康管理の面から検討してください。	施設開放時における体育館のエアコンについてですが、夏季においては熱中症予防の観点から、学校活動時にも使用していることに鑑み、利用者のご要望があれば使用を認めています。 一方、夏季以外の期間については、けやきネットでの学校施設使用を含めてエアコンの使用を認めてはいません。ご不便をおかけしますが、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。 また、ご指摘のあった警備員は、区が委託した警備会社の社員として学校に勤務しています。今後は利用者の皆さまに不信感を抱かせるような言動は慎むよう、警備会社を通して厳重に注意・指導をしました。 ご不快な思いをおかけしましたことをお詫び申し上げます。	生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課	電話 03-5432-2984 ファクシミリ 03-5432-3039	令和3年11月24日	

<p>小学校貸与タブレットでのスクリーンタイム機能の開放について</p>	<p>小学校で貸与されたiPadではスクリーンタイム機能が制限されています。各家庭で使用ルールを決める、時々検索履歴を確認するなど助言されていますが、youtubeなどの動画サイトは自制が難しく、子どもが自発的に視聴を中断するのは困難と思います。夫婦共働きで目が届かない時間もあり、動画サイトの視聴時間、アプリの使用時間は保護者には知る術がありません。家庭で決めたルールを守るため、スクリーンタイム機能を開放してください。</p>	<p>学習用タブレット型端末については、先進自治体の事例や学識経験者の意見等も踏まえ、不適切なサイトを閲覧できなくするなどのコンテンツフィルタリングを設定した上で、お子さんが多様な情報にアクセスして学びを広げられるよう、使用制限はなるべく行わない設定にしています。 なお、どのアプリをどの程度使用したかについては、以下の手順で一定程度確認することができますので、お試しください。 【確認手順】 iPadの「設定」アプリ（歯車のアイコン）を起動する。 設定画面の左側を下方にスクロールし、「バッテリー」をタップする。 設定画面の右側に「24時間以内」、「過去10日」の2つのタブが表示されるので、「24時間以内」をタップする。 画面下方の右側に表示される「アクティビティを表示」の文字列をタップする。 過去24時間以内のアプリ単位での使用時間が表示されるので、確認する。</p>	<p>教育政策部 教育ICT推進課</p>	<p>電話 03 - 5432 - 2969 ファクシミリ 03 - 5432 - 3028</p>	<p>令和3年11月26日</p>	
<p>道路へのハンプ設置について</p>	<p>道路の改良工事が行われています。ここは小学生の通学路ですが、制限速度以上の速度で車やオートバイが通行します。夕方から夜にかけて、配達用のオートバイが疾走します。路面が改良されてさらに通行速度があがるのが心配です。これを防ぐためハンプを設置してください。</p>	<p>近年、道路の安全対策について問題意識が高まっており、全国的にも様々な取り組みが行われてきています。その手法の一つである道路へのハンプ設置については、周辺の状況によっては、通行車両の速度抑制に一定の効果がある整備手法となります。 しかしながら、この地域では、路面の段差による沿道の住宅への振動や騒音の影響、並びに自転車やバイクがバランスを崩す危険などから、ハンプの設置は困難であると考えています。 当該道路については工事後も状況を注視し、必要に応じて、注意喚起標示を追加するなど、引き続き安全対策の推進に取り組んでいきます。</p>	<p>土木部 工事第一課 烏山土木管理事務所</p>	<p>電話 03 - 3308 - 8133 ファクシミリ 03 - 3305 - 2484</p>	<p>令和3年11月30日</p>	